

区分	使用場所等		時間貸し使用料 (1時間につき)			通し貸し使用料			摘要	
			9時～13時	13時～18時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時		
市民体育館	貸切使用	主競技場 アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,420	1,330	2,130	9,570	13,840	18,080	1.主競技場の貸切使用には、第1役員室、第2役員室及び審判員室の使用を含む。 2.主競技場を2分の1使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
			入場料を徴収する場合	2,660	2,660	4,090	18,630	26,990	34,970	
		上記以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合 営利を目的としない場合	5,330	5,330	7,990	37,290	53,270	69,250	
			営利を目的とする場合	15,990	15,990	23,980	111,920	159,880	207,840	
			入場料を徴収する場合 営利を目的としない場合	15,990	15,990	23,980	111,920	159,880	207,840	
		営利を目的とする場合	42,640	42,640	63,960	298,470	426,390	554,300		
		第1体育室	710	730	1,060	5,050	7,180	9,290	アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、規定使用料の5割増しの額とする。	
		第2体育室	350	360	530	2,510	3,580	4,630		
		第3体育室	480	460	710	3,320	4,680	6,140		
		第1研修室	350	360	530	2,510	3,580	4,630		
	第2研修室	350	360	530	2,510	3,580	4,630			
チーム利用	主競技場・第1体育室	一般	710	730	1,060	5,050	7,180	9,290	1チームが20人以内の場合とする。	
		高校生	480	460	710	3,320	4,680	6,140		
		小学生・中学生	350	360	530	2,510	3,580	4,630		
個人利用	主競技場・体育室・トレーニング室	一般	100円			/			トレーニング室の使用は、高校生以上に限る。	
		高校生	70円							
		中学生	40円							
		小学生	20円							

(注)

- 貸切使用又はチーム使用で許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過した時間1時間（1時間未満は1時間とみなす。）につき当該超過使用する時間の属する時間貸し使用料の欄に定める額の使用料を追加徴収する。
- アマチュアスポーツ以外に使用する場合において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における貸切利用の使用料は、規定使用料の2割増しの額とする。
- 照明設備を使用する場合、次に定める金額を電気使用料として追加徴収する。ただし、全灯の2分の1、3分の1又は4分の1を点灯した場合の電気使用料は、規定電気使用料のそれぞれ2分の1、3分の1、又は4分の1の額とし、個人使用の場合は無料とする。

		区 分	金 額
市民体育館	主競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 820円
		上記以外に使用する場合	1時間につき 1,630円
	第1体育室		1時間につき 410円
	第2体育室		1時間につき 310円
	第3体育室		1時間につき 310円

- 暖房を使用する期間（原則として11月から4月まで）の使用料は、アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するとき、又はアマチュアスポーツ以外に使用する場合は、規定使用料の5割増しの額とする。

- 個人使用の回数利用券は、次のとおりとする。

100円券	11枚で	1,000円
70円券	11枚で	700円
40円券	11枚で	400円
20円券	11枚で	200円